

*** 日本学生支援機構奨学金 ***
「奨学金継続願」の提出(入力)について【重要】

■ **現在既に奨学生である方対象** ■

奨学金継続手続について

2021年4月以降も継続して奨学金の貸与・給付を希望する方は、下記により関係資料を受け取ったうえ、スカラネット・パーソナルを通じて「奨学金継続願」の提出(入力)をしてください(入力期限は資料に記載)。

！注意！ 入力がなければ、2021年4月以降廃止(給付は停止)となります。

奨学金継続手続対象者

2020年10月末時点の日本学生支援機構奨学生(2020年度内に奨学金交付期間満了となる者、11月以降の新規採用者、休学中の者を除く)

※奨学金が不要になった場合(辞退希望)や、休学、退学予定の場合も、**継続手続や異動手続が必要**です。該当の方は必ず手続について確認してください。

★何の手続もされない場合、奨学生資格喪失の処分扱いとなります。

●また、以下の方も対象です。

■ **区分見直しにより、現在停止中の新制度給付奨学生**

■ **給付奨学金との併給調整により貸与額0円の貸与奨学生**

■ **減額のため実質受給していない旧制度の給付奨学生**

※給付奨学金は、修学支援新制度対象者が新制度、それ以前からの給付奨学生が旧制度となります。

手続書類の配付について

下記配付期間に学生生活課窓口まで来てください。

配布期間：2020年12月15日(火)～2021年1月22日(金)

窓口時間：8:30 ～ 18:00 (授業期間外は17:00まで)